

研究ノート

自己組織論による国際政治理論の再検討
— ブルの『アナキカル・ソサイエティ』再考 —

Reexamination of International Political Theory by Self-Organization
- Reconsideration of *The Anarchichal Society* by Headley Bull -

加藤 朗

KATO, Akira

はじめに 一神なき地上における秩序はいかにして可能かー

多くの地域、文明では、昔は自然であれ社会であれ、秩序の原点には超越的存在としての「神」がいた。とりわけ一神教のユダヤ、キリスト、イスラムのヘブライ文明では絶対神がいた。自然も人間もすべては神の被造物であり神がすべての秩序の根幹であり、人は神との契約の下で共同体の秩序を形成していた。やがて中世末期の16世紀になりキリスト文明では宗教改革により聖俗分離が図られた。神のものは神へ、カエサルのはカエサルへ。これまで地上世界の秩序の源泉であった神は人々の精神の問題として内在化された。ではいったい地上世界の社会や自然すなわち「事」や「物」の秩序の源泉はどこにあるのか。神が秩序を形成しないのなら、いったい誰が秩序を創るのか。こうして神なき地上における秩序はいかにして可能かという問いかけが生まれたのである。

近代とは、この問いに答える人間の営為の時代であったといえる。神の意志ではないとするなら宇宙や自然の秩序は何が作り出しているのだろうか。神の意志でないとするなら、生死を繰り返す生物の秩序は何に基づいているのか。こうして神なき地上における「物」の秩序はいかにして可能かを求めて自然科学が始まり物理学、化学や生物学へと発達した。

他方人間が行う「事」すなわち社会の秩序はいかにして可能かという問題は切実な課題として宗教戦争を戦ったキリスト教西洋諸国で浮上してきた。もし神がこの世の社会の秩序の源泉でないなら、神授されたはずの国王の支配権の正当性は一体どこにあるのか。国王はなぜ人々を支配する権利があるのか。この問題に答えようとしたのが社会契約論である。社会契約論は神なき地上として自然状態という仮想空間を想定し、そこからいかに秩序の形成が可能かという問題を思想、倫理、政治、法律、社会等様々な視点から解き明かそうとしてきた。その営為は今もなお続き、西洋近代の哲学、倫理学、政治学、法学、社会学等すべてはこの神なき地上における秩序の形成に向け思想や理論の構築に努力が傾注されている。

神なき地上における秩序はいかにして可能かという問題は、秩序の自己組織化という問題に他ならない。自然や生物のような「物」においては、自然界の法則にしたがって「自発的」に秩序が形成されている。他方人間が行う「事」すなわち社会においても、第三者である神という超越的存在がいらないとしたら、それは社会が自発的に秩序を形成していると考えられない。ではいかなる機序で秩序が自発的に形成されるのか。

この秩序の自己組織化の問題は、国際政治学では無政府状況下にある国際社会ではいかにして秩序が形成されるのかという国際社会の秩序形成、維持の問題として昔から大いに論争のあったテーマである。かつて主権国家だけが国際社会の主要行為主体であった時代にはたとえば機械論的な勢力均衡論で説明することができた。しかし、NGOやテロ組織、企業や個人等国家をものぐ世界的影響力をもった非国家行為主体が登場してきた現代の

グローバル社会の秩序の形成問題はもはや勢力均衡概念だけでは説明できない。勢力均衡概念に代わる効果的な理論的枠組みはいまだ現れていない。現在グローバル・ガバナンス論が冷戦後の国際社会の政府なき秩序の形成・維持の問題に取り組んでいるものの、分析概念ではなく依然として状況の説明概念や規範概念にとどまっている。

以上の問題意識に基づき、本論の目的は国際政治で秩序の問題を扱い冷戦後再び注目を集めているヘドリー・ブル『アナキカル・ソサイエティ』を社会学の自己組織論を分析枠組みに再検討し、その上でグローバル・ガバナンスを事例にグローバル社会における秩序の形成についての試論を検討することにある。

まず本稿の分析枠組みとなる自己組織論について、今田高俊『自己組織性と社会』を参照する。

今田は自己組織性を次のように定義する。

「自己組織性とは、システムが環境との相互作用を営みつつ、みずからの手でみずからの構造をつくり変える性質を総称する概念である。自己組織性の本質は、自己が自己の仕組みに依拠して自己を変化させることにある。このとき重要なことは、環境からの影響がなくても、自己を変化させうることである」(今田, 1)。

今田は自己組織論を分析するための分析枠組みとして「制御図式」と「ゆらぎ図式」の二つの方法論を提示する(今田, 4)。

制御図式とは、「システムがみずからの構造や機能を《自己制御》によって変える仕組みを扱う接近法」。ゆらぎ図式とは「《ゆらぎの増幅》によってシステムが不安定な非平衡状態(nonequilibrium不均衡:自然科学では非平衡と訳される)に至ることで、新たな構造生成がなされる仕組みを扱う接近法」。

前者の制御図式はサイバネティックスcybernetics、後者のゆらぎ図式はシナジェティックスsynergeticsに理論的基礎を持つ。

サイバネティックスとは、操舵手が予定通りの航路に船を操作するように、「A(操舵手)がB(船)をAにとって望ましい状態をもたらすようにAからBに働きかけることであり、これを理論的に定式化したのがサイバネティックスである」(今田, 4-5)。他方、シナジェティックスsynergeticsとは、syn協同とergon働きの合成語で協同現象を意味する。「この理論があてはまるシステムは、平衡状態から遠く離れた不安定な大規模システムである。そこではゆらぎが多発し、これらが協同的に振る舞う結果、巨視的水準で新たな秩序形成がなされる」(今田, 5)。

本稿の考察で、国際政治学の原点ともいえるホッブズの社会契約論に基づく国家論や機械論的世界観に基づく国家間の勢力均衡論に新たな視角を提供することができる。併せてグローバル・ガバナンス論を自己組織論として解釈しなおすことで、現在のグローバル社会の説明概念ではなく分析概念とすることができるだろう。それはとりもなおさず国際政治理論の破格現象であるテロを解決する端緒ともなるだろう。

1. ブルの秩序論

国際社会における秩序について詳細に考察した論考で忘れてならないのはヘドリー・ブル『アナキカル・ソサイエティ』である。彼はその書で、「(i) 世界政治における秩序とは何か」、「(ii) 今日の主権国家システムでは、秩序はどのようにして維持されているのか」、「(iii) 主権国家システムは、依然として、世界秩序への発展可能な道を与えているのか」(ブル, xix) という三つの課題に回答を試みた。まず、ブルの「世界政治における秩序とは何か」を手掛かりに国際社会の秩序とは何かについて検討する。

(1) ブルの「社会における秩序とは何か」

ブルは、まず社会生活における秩序とは何かを明らかにしたうえで、次に主権国家システム、国際社会そして世界政治一般における秩序を考察していく。

【社会における秩序とは何か】

まず社会政治における秩序とは何か。ブルは、「秩序ということばのもっとも単純かつ一般的な意味において、それらの対象が、ある様式にしたがって、相互に関連しており、また、それらの関係は、まったく偶発的なものであるわけではなく、識別可能なある原則を内包しているということにはかならない」(ブル, 3) と定義する。この定義は今田が定義する社会システムの構造の定義と同じである。今田は「社会システムにおいて、相対的にパターン化された相互行為の様式が抽出される時、そこに構造が存在するといひ、この相対的にパターン化された相互行為を生みだしている諸特性を社会構造と定義する」(今田, 88)。ブルの「ある様式にしたがって、相互に関連しており」とは、今田の「相対的にパターン化された相互行為の様式」と内容的には同じである。またブルの「まったく偶発的なものであるわけではなく、識別可能なある原則を内包している」は、今田の「相互行為がパターン化されているとは、相互行為がでたらめにおこなわれるのではなく、行為にかんする規則(規範)が制度化されていることをあらわす」ということである。つまり社会における秩序とは、社会の構造に他ならない。秩序とは何かという問いは、システムにおける構造を明らかにすることによって回答が得られる。

ただしブルは「人間が社会生活において期待する秩序とは、人間個人や人間集団同士の関係の様式や規則性ではなく、一定の目標や価値を促進するような社会生活の配列という、特定の結果につながる行動様式のことである」(ブル, 3-4) として、「秩序とは『差異のある部分が、各々最適な場所にある良い配置』である」(ブル, 4) とのアウグスティヌスの定義にそって、目標と価値を重視した秩序を想定している。したがって「相互に暴力的な衝突を繰り返す人々」や「戦争と危機の状態にある主権国家」等が「規則的かつ組織的な」行動様式が見られたとしても、それは秩序ではなく無秩序の例であるとする(ブル, 3)。つまり、秩序とはギリシア、ローマの時代から人間社会が追い求めてきたいわゆる平和や安定に他ならない。この点において社会の構造を秩序とみなす今田も同様であろう。なぜな

ら社会の構造があることはとりもなおさず社会が安定していることであり、また「より良い組織へ変化する」(今田, 88) ことが自己組織化と想定していることから今田もまたブル同様に秩序に目標や価値を求めているからである。

【社会秩序の目標】

ブルはアウグスティヌスの秩序を援用しながら、社会が求める三つの目標を掲げる。「第一に、あらゆる社会は、結果として死や肉体的危害をまねく暴力に対して、ある程度、その心配がなく、生命が保全されることを確保しようとする。第二に、あらゆる社会は、いったん結ばれた契約が遵守され、いったん約束した合意が実施されることを確保しようとする。第三に、あらゆる社会は、物の所有が、一定限度で、安定であり続け、絶えず続く際限のない挑戦にさらされることのないことを確保するという目標を追求する。社会生活における秩序とは、社会生活のこのような基本的な・主要な・普遍的な目標を維持する人間活動の様式のことを意味している」(ブル, 5)。

これらの三つの目標は、「あらゆる社会生活の基本的価値」であり「ときに、生命・信義・財産とも呼ばれるもの」(ブル, 5) とブルはみなしている。これらの基本的価値はホッブズが『リヴァイヤサン』で人間の本性の中に見出した、三つの争いの原因に対応している。ホッブズは人々が「不信」により「安全を求めて」つまり「生命」を護るために争い、「誇り」により「評判を求めて」つまり「信義」を失わないために争い、「競争」により「利得をもとめて」つまりは「財産」をもとめて「侵入を行う」と想定した(ホッブズ, 210)。三つの価値を護ることがすなわち争いのない、したがって秩序のある社会ということになる。それゆえに戦争状態であるホッブズの自然状態をブルは無秩序とみなすのである(ブル, 3)。

【社会秩序における規則】

「社会秩序は、ときに、行為規範への服従という観点から定義される」(ブル, 7) とブルが指摘するように、たとえば法が社会秩序を維持する重要な要因であることは明白である。しかし、ブルは法規則による秩序の維持を認めただうえで、たとえば共通利益の視点から見れば、「社会生活における秩序は、一般論としては、規則なしでも存在可能」(ブル, 7) と考えている。要するに功利主義的判断が秩序を維持する可能性をブルは指摘している。

また規則が「その社会を統治している支配階層に属する構成員の特別利益のための道具とした機能している」(ブル, 73) とのマルクス主義的な見解への言及もある。確かに法律が特定の集団に有利に働くことが多いのは事実である。そのためブルは規則が社会秩序を維持するために必須の条件かどうかについては留保している。

今田においても前述のように「相互行為がパターン化されているとは、・・・行為にかんする規則(規範)が制度化されていることをあらわす」(今田, 88) と、秩序における規則の存在を認めている。さらに続けて、今田は制度化を「社会学的にはその規則が成員の自我に内面化され、正当性が付与されていること、かつそのような規則に反する行為がなされた場合の制裁基準が形成されている状態」(今田, 88) と説明する。この制裁は心理的制裁、社会的制裁、法的処罰などさまざまあると考えられる。

(2) 主権国家システムと国際社会

ブルは国際秩序とは何かを検討する前に、まず国家 (states)、主権国家システム (system of states) と国際社会 (international society) の相違について考察する。

【主権国家及び主権国家システムとは何か】

ブルは国家を、支配領域・人口内における最高権力としての対内的主権、外部権力から独立しているという意味で対外的主権を確立している「独立政治社会」に限定する。この文脈において国家とはいわゆる主権国家であり近代国民国家だけではなく、ブルは古代ギリシアやルネサンス期のイタリアの都市国家も含める (ブル, 9)。その上で、この主権国家によるシステムを次のように定義する。「二カ国以上の国家が、相互に十分な接触をもち、お互いの決定に十分な影響を与え合う結果、それらの国家が——少なくともある程度は——全体の中の部分として振る舞うようになるとき、「主権国家システム」(あるいは、国際システム) が成立する」(ブル, 10)。

【国際社会とは何か】

その一方で国際社会を次のように定義している。「国際社会が存在していると言えるのは、一定の共通利益と共通価値を自覚した国家集団が、——その相互関係において、それらの国々自身が、共通の規則体系によって拘束されており、かつ、共通の諸制度を機能させることに対してともに責任を負っているとみなしているという意味で——一個の社会を形成しているときである」(ブル, 14)。

そして両者の関係について、こう説明する。

「このような意味での国際社会は、国際システムの存在を前提としている。しかし、国際社会ではない国際システムも存在しうる。言い換えれば、二カ国、あるいはそれ以上の国々が、相互に接触をもち、それぞれの予測にとって不可欠の要素となるように相互作用を及ぼし合うけれども、共通利益や共通価値を自覚してもいないし、自らが、共通規則体系によって拘束されているとも考えていないし、共通制度を機能させることにも協力しないということもありうる」(ブル, 15)。

以上を踏まえて、ブルは国際秩序をこう定義する。「国際秩序ということばは、主権国家から成る社会の主要な基本的・普遍的目標を維持する国際的な活動の様式ないし傾向のことを指す」(ブル, 20)。そして国際秩序の具体的な目標として、次の四つを挙げている (ブル, 18-20)。

「第一に、主権国家から成るシステムでもあり社会でもあるものそれ自体の維持。

第二に、個別国家の独立と対外主権の維持。

第三に、平和。

第四に、すべての社会生活の共通目標である、死もしくは身体的危害をもたらす暴力の制限、約束の遵守、ならびに財産規則による所有の安定化」

もっとも第三に挙げた平和では、秩序の目標に平和を挙げれば、平和とは秩序であり秩序の目的が平和なら秩序の目的は秩序という循環論法に陥ってしまう。平和が具体的に何

を意味するのかがあいまいであるがゆえに、こうした循環論法に陥ってしまう。

【世界秩序とは何か】

さらにブルは、国家間秩序の国際秩序だけでなく、「個々の人間を究極的構成単位」(ブル, 24)とする世界秩序についてもこう言及している。「世界秩序ということばは、人類全体の間での社会生活における主要な基本的目標を支えるような人間活動の様式ないし傾向のことを指す」(ブル, 22)。また「世界秩序, 言いかえれば, 全人類から成る大社会内での秩序は, 国際秩序あるいは国家間秩序よりも広範なものであるばかりか, それよりも根本的かつ原始的な秩序であり, 道徳的にもそれに優先する秩序である」(ブル, 383)。

このようにブルの国際秩序概念の基本には、二種類あることがわかる。国際システムのように、「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」を共有しない場合の国際秩序。他方国際社会のように「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」の共有する国際秩序である。

勢力均衡論のようにこれまでの国際政治理論はもっぱら「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」を共有せず、自国の国益を最優先する国際システムの秩序形成に焦点を当ててきた。他方、ブルはそうした国際システムの背後には「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」を共有する国際社会が存在することを明らかにした。しかし、ブルは「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」を国家が共有すれば、なぜ国家間秩序が形成されるのか理論的には十分に説明していない。

2. 自己組織論に基づくグローバル秩序試論

以下では、ブルが指摘した国際社会の「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」を手掛かりに、自己組織論に基づくグローバル秩序の形成について考察する。

(1) 国際システムにおける価値

ブルは「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」が国際社会の秩序を形成するとした。その一方で国際システムでは「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」は秩序形成に必ずしも必要はないと主張する。本当にそうなのか。

【科学的法則と社会法則】

社会の構成員が「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」を共有しない、すなわち認識せずに秩序が形成されるとすれば、それは構成員の意志に関わりなく、自然法則に従う自然現象同様に何らかの社会法則によって形成されるはずである。ブルはその可能性について否定していない。

ブルは社会秩序とは異なる社会法則を「行為規範, あるいは行為の一般命令的原則ではなく, 科学的法則, あるいは, ある種の社会現象と他の種類の社会現象との間のなんらかの偶発的な関係を主張する一般命題のことである」(ブル, 8)と定義する。その上で「ここ

で定義した意味での秩序と、将来の行動を予測するための基礎を与えてくれる科学的法則に行為が合致していることとの間には、密接な関係が存在する」(ブル, 8)と科学的法則が機能する可能性を示唆する。とはいえ「社会生活における秩序を科学的法則や予測可能性によって定義することは、社会秩序から生じるうる結果を、また、秩序を重要なものとしてみなす理由を、秩序そのものと混同することである」(ブル, 8)として、科学的法則によって導き出された秩序を、ブルの定義する秩序と混同すべきではないとしている。というのも、「本書で使われている意味での無秩序な行動は、科学的法則にも合致し、将来に関する期待の基礎を与えてくれるかもしれない」(ブル, 8)からであり、「戦争・内戦・革命の反復的特性に関する理論的文献全体が、無秩序的な社会的行為の中に、科学的法則との合致を発見する可能性を立証している」(ブル, 8)からである。

つまり、ブルは社会的秩序形成に関する科学的法則の可能性は否定しないものの、だからと言って、科学的法則から導きだされた結果が「戦争・内戦・革命」のような場合には、それをブルが定義する平和や安定などの秩序としては受け入れられない、ということである。「戦争・内戦・革命」は上述の秩序の目標に照らしてあくまでも無秩序である。その意味でブルの秩序論は価値志向的であり、秩序における正義の問題へと拡張していかざるを得ない。ただし、ブルは「本書は・・・正義の研究ではない」(ブル, xxi)と、価値の問題に深入りすることには禁欲的である。

【国際システムにおける価値】

科学的法則が強く働くと考えられるのは、ブルが「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」を共有しないとした国際システムである。ハンス・モーゲンソ、モートン・カプラン、ケネス・ウォルツら従来の国際政治理論家の多くはこの国際システムの秩序形成に焦点をあてて議論してきた。それは基本的には作用・反作用の均衡概念に基づく勢力均衡論である。勢力均衡論による国際システムの秩序形成こそ、今田の制御図式による自己組織論の典型である。

勢力均衡論の基本は、システムの安定である。自動温度調節器が温度を一定に保つために、電源を入れたり切ったりするのと同様に、勢力均衡論では国際システムの安定を保つために軍事力を強化したり同盟を組み替えたりする。つまり国際システムの安定を制御するシステムが勢力均衡システムである。その制御システムのために、作用・反作用による均衡という科学的法則が、国際システムの安定という目標に向け、国家の将来の行動を予測し制御するための勢力均衡論という社会法則として国際政治学において理論化されたのである。まさにブルが指摘するように「ここで定義した意味での秩序と、将来の行動を予測するための基礎を与えてくれる科学的法則に行為が合致していることとの間には、密接な関係が存在」(ブル, 8)したのである。

本稿では、勢力均衡論そのものについて詳述する紙幅はないので割愛する。ただし、勢力均衡論の自己言及性の問題についてのみ指摘しておきたい。

エアコンの自動温度調節器は、いったん人間が温度を設定すれば、あとは人間を介する

ことなく器械が自動的に温度を設定する。人間が温度を設定するという意味で、厳密には自動温度調節器に主観が介在することは免れない。他方、国際システムにおける勢力均衡には常に人間の主観が介在する。というのも均衡しているかどうかの判断は常に人間が行うからである。人間とはより厳密には、主権国家システムでは政府の政策決定者である。つまり人間の主観が均衡を決定するすなわち秩序を形成する要因の一つといえる。ブルはこの均衡を主観的均衡と名付けている（ブル，129）。

要するに国際システムは国際システムを維持・安定させるという共通理解、共通利益が政府間、政策決定者になれば勢力均衡は成立しない。言い換えるなら、勢力均衡は勢力均衡を遂行する政府自らが勢力均衡に拘束されると同時に、勢力均衡には国際システムを安定させることに少なくとも「共通利益や共通価値」を政府間が共有する国際社会が背後に形成されているということでもある。これこそサイバネティクスにおける自己言及性の問題である（今田，6-11）。

国際システムなき国際社会は存在しないが、国際社会なき国際システムは存在する、というのがブルの主張だが（ブル，15）、国際システムを認識する時すでにシステムの維持・安定という暗黙の価値判断が入り込み、国際社会なき国際システムもまた存在しないのではないか。

【冷戦後の国際システムとは何か】

ブルが『アナーキカル・ソサイエティ』を最初に著した（第二版は1995年。訳書は第二版）のは、1977年の冷戦真只中のことである。当時米ソ両政府は両陣営の勢力を如何に均衡させるか、軍備管理や危機管理など、まさしく冷戦システムを均衡概念で制御しようとしていた時代であった。その背景には、国際社会は無秩序であるというホッブズの戦争状態としてとらえられていた。しかし、実際には国際社会は無政府ではあっても無秩序ではないと主張したのがブルである。そこには「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」を共有する国際社会があるというのがブルの主張である。

冷戦が終了した今日、ブルの主張がより説得力があったと言わざるを得ない。やはり米ソは共滅よりは共存に「共通利益や共通価値」を見出し、あるいは人類の存続に「基本的・普遍的目標」を共有していたのであろう。しかし、ソ連の自壊により冷戦システムが崩壊した。そこで今改めて問われているのが、冷戦システムは崩壊したとして、それを支えてきた国際社会も崩壊したのか、あるいは存続しているのか、存続しているとして、国際社会の「共通利益や共通価値」や「基本的・普遍的目標」は何なのか、また冷戦システムに代わる現在の国際システムはどのようなシステムなのか、それはどのように形成されたのか、という問題である。

実は、ブルは、「(ii) 今日の主権国家システムでは、秩序はどのようにして維持されているのか」は論じたものの、スタンレー・ホフマンが「序文：『アナーキカル・ソサイエティ』再論」（ブル，xi）で指摘するように、どのようにして国際社会が形成されるかは必ずしも十分には論じていない。確かに「(iii) 主権国家システムは、依然として、世界秩序への発

展可能な道を与えているのか」について「第13章 主権国家システムの改革？」で国際社会の展望について、世界大で「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」を共有する世界市民文化が成立するかどうかにかかっている、と結論付けている。しかし、「世界市民文化が、もし真に普遍的なものとなり普遍的国際社会の基礎となるには、ますますいっそう大規模に、非西洋的な要素を取り入れる必要があるであろう」（ブル、378）と、普遍的国際社会の存在には懐疑的である。

(2) グローバル秩序の形成

上述したように、ブルは世界政治の秩序を、国内政治、国際システムそして国際社会の三つに分けた。これはあくまでも主権国家を中心にした秩序論である。非国家主体が国家同様に重要な行為主体となった現在新たなグローバルな秩序論が必要である。そこで以下では、ブルの「共通利益や共通価値」あるいは「基本的・普遍的目標」が実はシステムに自己言及的に働いていることに着目して、グローバル・ガバナンスを事例にシナジェティクスに基づくゆらぎ図式のシステムの自己言及性の視点から現在のグローバル秩序の形成について試論を述べてみたい。

【グローバル社会はあるか】

グローバル・ガバナンス論は、神なき地上における秩序はいかにして可能かという問題の変種すなわち政府なき秩序は可能かという問題として、カントの時代から繰り返し論じられてきたテーマである（渡辺・土山、1）。この問題について、カントは世界政府の代わりに諸国家連合を提唱し、国際政治学では1920年代の国際連盟創設当時において多に議論され、また1970年代にはレジーム論や相互依存論等で盛んに議論された。そして冷戦が終わって以降、主権国家システムの相対的な衰退、グローバル企業やNGO、テロ組織等非国家行為主体の相対的な影響力の興隆、温暖化や感染症、人権問題等グローバルな問題群の登場そしてインターネットや航空交通網の普及等冷戦以前とは世界政治の状況が激変してしまった。そして上述したように米ソの勢力均衡体系が崩壊したにも関わらずなぜ国際システムは秩序が維持されているのだろうか、それはどのような国際システムなのかという問題が浮上してきた。こうした世界政治状況の変化を受けて政府なき秩序の形成は可能かという問題がグローバルなレベルで問われるようになったのである。

神なき地上における秩序の形成には、もちろんホッブズの自然状態仮説の類推から、強制力を持った世界政府による秩序の形成という方法がある。しかし、国際社会は国内社会とは異なる。ブルも指摘するように、彼が「国内類推」（ブル、56）と名付けた国内社会のアナロジーとして国際社会をとらえることはできない。ブルは国際社会が自然状態ではない理由を「無政府社会：アナーキカル・ソサイエティ」の項で縷々説明している（ブル、55-61）。国内類推が無意味なことは、ブルが指摘するように、無政府社会には「共通利益や共通価値」に基づく社会秩序があり、ホッブズが仮想するような無秩序状態にはないからである。

さらに付け加えるなら、ホップズの自然状態は現前しない仮想であり、秩序をいかに形成するかを説明するために設定された仮説に過ぎない。一方ブルの主権国家システムにおける無政府社会は現前する現実であり、秩序をいかに維持するかを説明するために設定された分析枠組みに過ぎない。仮説と分析枠組みの混同あるいは仮想と現実との混同が国際政治学における国内類推の原因である。

今世界政治で問われているのは、世界政府か勢力均衡かという統治形態ではない。冷戦時代の国際社会にあったような「共通利益や共通価値」に基づくグローバル社会があるかどうかである。ブルは、国際社会の拡大、延長線上に、「ますますいっそう大規模に、非西洋的な要素を取り入れる」こと、そして「基本的・普遍的目標」を共有することで普遍的国際社会すなわちグローバル社会の可能性や政府なき秩序の可能性を想定している。

しかし、現在「ますますいっそう大規模に、非西洋的な要素を取り入れる」どころか、イスラムに対する世界の反感を見ると国際社会は「非西洋的な要素」をむしろ排除しようとしている。にも関わらず、グローバルな秩序が維持されているのはなぜなのだろうか。というよりも、改めて秩序とは何かが問われている。

冷戦時代の冷戦システムの秩序は、地理的にも機能的にも、現在よりもグローバルな広がりを見せていた。米ソの対立は世界中に拡大し、第三世界では地域紛争が絶えなかった。欧州、アジアでは冷戦という戦争状態が常在していた。

他方現在の世界政治状況は、イスラム地域では紛争や混乱が頻発し、ブルの秩序の定義からすれば無秩序状態である。しかし、地理的な意味でも政治の構造や機能の面からもグローバルな視点から見れば、冷戦時代に比較すればグローバルな秩序は現存しているのではないか。中東など一部の国や地域を除けば世界中のほとんどの国が平和と安定を享受している。それどころか、紛争国といわれる国でも、全土が不安定なわけではない。また世界経済も無秩序状況にあるわけではない。それともイスラム地域と程度の差こそあれ世界はグローバルな無秩序状態にあるのだろうか。秩序が在るとすれば、現在の国際システムの背後にはどのような国際社会があるのだろうか。ブルが指摘する「世界市民文化」が育っているのだろうか。そしてグローバルな社会が誕生しているのだろうか。

実は、ブルの国際社会論からは、現状の秩序を分析することはできない。なぜならブルは主権国家（国際）システムなき国際社会は存在しないと主張するからである（ブル、15）。問われるべきは現在の主権国家（国際）システムとは何かである。しかし、現在、冷戦時代の双極システムのような国際システムに対する共通認識が現代の我々にはない。イアン・ブレマー『「Gゼロ」後の世界』が主張する主導国なきG0から、米中のG2、先進7か国のG7、ロシアを加えたG8、さらに中国を加えてG9、そして新興経済国を加えたG20まで主権国家システムの認識は千差万別である。主権国家システムの共通認識がない以上国際社会は存在しない。

他方、ブルは国際社会なき主権国家システムは存在するとしている。「二カ国、あるいはそれ以上の国々が、相互に接触をもち、それぞれの予測にとって不可欠の要素となるよう

に相互作用を及ぼし合うけれども、共通利益や共通価値を自覚してもいないし、自らが、共通規則体系によって拘束されているとも考えていないし、共通制度を機能させることにも協力しないということはある」（ブル，15）。では、国際社会なき国際システムの秩序はいかにして形成されるのか。ブルは国際社会なき主権国家システムの秩序の維持については勢力均衡論等で論じてはいるが、秩序の形成はいかに可能かという設問も回答していない。

さらに現在の世界政治状況をはたして主権国家システムとして共通認識が持てるのだろうか。ブルは「第三部 世界秩序への道」で主権国家システムの衰退やそれに代わる選択肢を提示している。そこで提示されている世界秩序では、非西洋的要素を取り入れた「基本的・普遍的目標」を共有するグローバル社会の存在が前提となっている。しかし、現状では「基本的・普遍的目標」を共有するグローバル社会がないにも関わらずなぜ秩序が維持されているのだろうか。ブルの無政府社会論ではその回答が見いだせない。

【グローバル秩序の形成】

「システムが変態することが自己組織化の特徴である」（今田，10）と今田が指摘するように、グローバル社会がないにも関わらず、冷戦後の世界に秩序が形成されているのは、自己組織化によって冷戦の主権国家システムがあらたにグローバル・ガバナンス・システムに変態したからではないか。それは決してブルが予想したように「世界市民文化」や「基本的・普遍的目標」を共有するグローバル社会が誕生したからではなく、冷戦時代の主権国家システムの崩壊でもたらされた混沌の中からシステムの自己組織性により国家のみならず非国家主体をも包摂するグローバル・システムが自己組織化されたからではないか。以下ではこれらの仮説について、シナジェティックス論を用いながらグローバル秩序の形成について試論を考察する。

「シナジェティックスとは、前述したようにギリシア語のsyn（協同）とergon（働き）を合成したもので、協同して働くことすなわち協同現象を意味」（今田，5頁）する。「この理論があてはまるシステムは、平衡状態から遠く離れた不安定な大規模システムである。そこではゆらぎが多発し、これらが協同的に振る舞う結果、巨視的水準で新たな秩序形成がなされる」（今田，5）。

「ゆらぎとは、ものごとの基盤をぐらつかせ危うくする要因のことを意味し、既存の発想や枠組みには収まりきらない、あるいはそれでは処理できない現象のことをいう」（今田，19）。

本論では、中東やバルカン半島などで起きた様々な紛争や日中韓、米口間の政治的対立、EU内での経済的対立やリーマン・ショックなど、冷戦後に世界中で起きた事件をゆらぎととらえ、これらが協同的に振る舞いながら、新たにグローバルな秩序が形成されているのではないかと仮説を提起したい。先述したようにブルの秩序論では現在の秩序を説明できない。また、従来のような個々の紛争の原因をニュートン力学的世界観にとどまる既存の国際システムの視点からは別決できない。その証拠に既存の国際政治学ではアルカイダ

のようなテロを説明できないし、イスラム国の登場も予測できなかった。「ゆらぎの社会的合意は差異化にあり、進化論における突然変異と同類の性質を持つ」(今田, 37)であるが故に、ゆらぎすなわち国際政治における破格現象であるアルカイダのテロやイスラム国の出現は国際秩序に「突然変異」が起きた証拠ではないか。

シナジェティック論のゆらぎ図式が現在のグローバルに起きているゆらぎの分析枠組みとして有効としても、それいかに対処するかという方法論がなければ秩序は形成できない。その方法が自己言及である。

今田はこう指摘する。「ゆらぎを強調するだけでは、世の中をでたらめなものに委ねる無政府主義に陥ってしまうので、ゆらぎを秩序に変換する仕組みが必要となる。これを担うのが、ゆらぎを自己強化する触媒作用、より一般的には自己が自己に働きかける自己言及作用である」(今田, 5)。「自己言及とはみずからの言説や行為が自己に適用されることであるため、認識主体の認識客体からの独立性と優越が保証されない」(今田, 8)。「自己組織性論の課題とは、極論すれば、自己言及にどう取り組むかである」(今田, 6)。

自己組織論における自己言及はサイバネティック論とシナジェティック論の双方で扱われる。

サイバネティック論ではたとえば次のように論じられる。国際社会を主権国家システムと政治指導者が認識したとして、逆に政治指導者は主権国家システムの一員として他者から認識される客体でもある。つまり自らの発言が自らについても言及することになる。この結果、国際政治学では自己充足的予言という問題が生ずる。つまり現在の国際社会を依然として主権国家システムであると認識したとすれば、その認識にしたがって政策が立案され、結果的に主権国家システムが認識どおりに出現することになる。そして、政治指導者は主権国家システムに拘束される。それゆえ自己言及が自己充足的予言にならざるを得ないことを認識したうえで、政治指導者は秩序を維持するために自省的に行動しなければならない。

他方シナジェティック論における自己言及は、各行為主体の価値観をシステムに反映させてゆらぎを生じさせ、他方システムの自己組織化において各行為主体が客体としてゆらぎの影響を受ける作用を生じさせる。つまりゆらぎは各行為主体の価値観によって、したがって各行為主体の数だけ形成される。他方、システムに生じた多くのゆらぎによって各行為主体の価値観が影響を受ける。各行為主体はさらにゆらぎを強化していく。それはシステムを維持させる方向で自省的に行われる場合もあれば、そうでない場合もある。こうした各行為主体の自己言及によるいくつものゆらぎが次第に協同しあってシステム全体を変態させていく。

今田はゆらぎの意味についてこう述べている。「ゆらぎはシステムの均衡状態に対する要素の差異化と自省作用から生みだされたものと解釈できる。差異化は既存の差異体系(制度や文化や知識など)から距離をとり、新たな差異を創出する営みである。自己組織化をもたらすゆらぎは系統的な歪みを持つが、そうなるためには差異化が偶然になされるので

はなく、既存の差異体系に立ち返ること——リフレクション（自省作用）——必要とする。その社会的合意は、個人に備わっている自省力から新たな規則やパターンを生成する営みである。そこには差異化によって、従来とは異なるアイデアや付加価値を創造し、これを伝統のなかに割り込ませる作用が存在する。それは差異化による意味生成とその構造への転写、差異を構造に結晶化させる運動である。こうした試みは、既存の制度の枠組みから眺めた場合にのみ、偶然またはでたらめにみえるにすぎない」（今田、38）。

つまりゆらぎとは新たな価値創造の過程であり、時にゆらぎがシステムを内破し、蛹が蝶に変態するようにシステムを変態させるのである。たとえばイスラム国は国際システムに生じたゆらぎである。それは、イラクのスニ派の反政府闘争やシリアの反政府闘争あるいはアルカイダの反米闘争などの個別のゆらぎが次第に協同しあって、個々のゆらぎとは全く異なるゆらぎとなっていく。イスラム国は個々の闘争を差異化するために、これまでにないほどに厳格にイスラム法を執行し（「差異化によって、従来とは異なるアイデアや付加価値を創造し、これを伝統のなかに割り込ませる作用」）、残虐性を世界に訴える。その差異化が、非イスラム諸国内で生じていた抑圧されたイスラム教徒らの反政府闘争のゆらぎと協同して、さらに差異化がシステム内に生じ、ついにはこれまでのイスラム運動とは異なるイスラム建国運動（「従来とは異なるアイデアや付加価値を創造」）を生じさせたのである。それは、われわれ既存の主権国家システムにいる側から見れば、まったく荒唐無稽な思い付きにしか思えない（「既存の制度の枠組みから眺めた場合にのみ、偶然またはでたらめにみえるにすぎない」）。

たしかに、ブルの秩序の基準からすればイスラム国による紛争は無秩序でしかない。しかし、それは主権国家システムの秩序から見ているからである。イスラム国が支配している地域では、秩序が形成されている。こうした秩序の中の無秩序、無秩序の中の秩序、秩序の中の混沌、混沌の中の秩序こそグローバル秩序ではないか。

おわりに —グローバル・ガバナンスとは何か—

グローバル・ガバナンスは、従来の国際システムが自己組織化によって変態したあらたなグローバル・システムやグローバル秩序を説明する概念と考えることができる。ただし、光が波と粒子の二面性を持つように、グローバル・ガバナンスを行為主体から見た場合、支配者には統治、被支配者には自治と映る。それは、支配者は制御する観点からシステムの自己組織化を図ろうとし、他方被支配者は自らを差異化することでシステムの自己組織化を図ろうとするからである。しかし、光が波と粒子の二面性を持つからと言ってどちらか一方として光の振る舞いを理解できないように、グローバル・ガバナンスもまた、統治、自治のいずれか一方を強調することはできない。統治、自治のいずれでもない、しかし、いずれでもある、政府なきグローバル秩序としか言いようのない状況である。

今田は、グローバル・ガバナンスを念頭に置いていたわけではないだろうが、グローバル・

ガバナンスの本質を突く、次のような言葉を記している。「サイバネティックな制御を基礎とした自己組織性論は、社会計画や社会発展の誘導という政策課題に効果的な方法を提供する。ただし、社会はこうした計画政策論だけでは成り立っていかない。

要素の協同による遂行的で自生的な秩序形成論も不可欠である。計画的政策的な秩序形成と自生的遂行的な秩序形成の双方が融合した自己組織性が、そのほんらいのあるべき姿である。しかし、現状では後者の視点からの理論化が不十分であるため、両者の本格的な融合は実現していない」(今田, 6)

まさに今田の指摘通りに、後者すなわちシナジェティックスの自己組織論による国際政治理論の再検討が必要である。ブルの『アナーキカル・ソサイエティ』の再考による本試論は、そのささやかな足掛かりである。

引用文献

1. 今田高俊 (2005) 『自己組織性と社会』(東京大学出版会)
2. ヘドリー・ブル (著), 白杵 英一 (翻訳) (2000) 『国際社会論—アナーキカル・ソサイエティ』(岩波書店)
3. イアン・ブレマー (著), 北沢 格 (翻訳) (2012) 『「Gゼロ」後の世界—主導国なき時代の勝者はだれか』(日本経済新聞出版社)
4. T. ホップズ (著), 水田 洋 (翻訳) (1992) 『リヴァイアサン〈1〉』(岩波文庫)
5. 渡辺 昭夫 (編集), 土山 実男 (編集) (2001) 『グローバル・ガヴァナンス—政府なき秩序の模索』(東京大学出版会)

加 藤 朗 法学・政治学系 教授

研究関心：現代の紛争を自己組織論の視点から考察する紛争研究および大英帝国興亡の歴史を黒色火薬の原料となる森林資源の観点から研究